

1. 事業の基となる施策

○第六次福井市総合計画

基本目標	みんなでつくる住みよいまち
政策	事故・災害などに強い安全・安心なまちをつくる
施策	地域における防犯活動を行う

2. 事業の目的

市民の暴力排除意識の高揚を図る。

また、福井市生活安全条例に基づき設置された生活安全推進協議会による生活安全に関する諸課題の解決、防犯関係団体への援助を総合的に行うことで地域における防犯力の向上を図る。

あわせて、万が一犯罪被害にあった場合に適切な支援を受けられるよう犯罪被害者支援団体への活動の活性化を図る。

3. 市が行う必要性

市民の防犯意識の高揚は、一義的には警察の責務であると考えられるが、地域の団体などを經由して地域に密着した形で事業を行うには、市の関与が一定程度必要と考えられる。

また、市民の暴力排除意識の高揚並びに犯罪被害者への支援は、法令（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第3項、犯罪被害者等基本法第11条）により、地方公共団体は必要な措置を講ずることとされているため、必要性があると考えられる。

4. 事業の概要（平成25年度）

① 暴力追放福井市民会議

暴力追放福井市民会議は、平成10年に発足し、「暴力追放福井市民会議規約」に基づき運営されている。会長は福井市長で、事務局は福井市危機管理室だが、福井警察署及び福井南警察署の組織犯罪担当部署が事務局を補佐している。理事は30人おり、市内の事業者団体及び自主防犯組織などで構成される。

5月9日	暴力追放福井市民会議理事会開催 講習会（演題『最近の暴力団情勢について』）を実施し、暴排意識の高揚を図った。
10月31日	平成25年度暴力追放福井県民福井大会開催（福井県暴力追放センターと共催） 暴力追放福井市民会議の理事の所属団体を中心に広く市民に参加を呼びかけ、功労団体並びに個人に対する表彰、及び講演を実施し、暴力排除意識の高揚を図った。

② 福井市生活安全推進協議会

福井市生活安全推進協議会は、平成15年1月から施行された福井市生活安全条例の第13条に基づき設置されている市の附属機関。20人以内の委員で組織され、主に市内の防犯関係団体及び市民活動団体から推薦された委員で構成される。会長は互選、事務局は危機管理室。

概ね年1回会議を開催し、生活安全に関する課題に関する協議及び委員が所属する団体の事例発表などを行っている。

6月6日	平成25年度福井市生活安全推進協議会開催 子ども、女性の安全確保等について協議した。また、警察本部地域課警察官を招いて講演を実施し、委員の生活安全活動に対する理解及び意識高揚を図った。
------	---

③ 防犯関係団体への支援

- ・福井地区防犯連絡所協議会及び福井南地区防犯連絡協議会に補助金を交付した。両協議会では子ども及び高齢者を狙った犯罪の防止を目的とした事業を行い、市内の高校生に自転車用ワイヤーロックを配布するなど、防犯意識の普及啓発に努めた。
- ・公益社団法人福井県防犯協会に負担金を支出した。同協会では、県内の商業施設などで街頭啓発を行ったほか、県内の団体及び個人を対象に表彰を行った。

※ 防犯連絡所協議会

福井地区・福井南地区ともに昭和31年に設立された団体で、事務局は福井警察署・福井南警察署の生活安全課に置かれている。会員は、主に地域での防犯活動の担い手となる地域住民で構成され、設立当初は、警察への通報連絡ができる電話を所有する個人・商店などの担い手が多かった。現在は、防犯隊員、交通指導員又は沿岸警備協力隊員などが兼務している場合が多い。

※ 福井県防犯協会

昭和61年に公益法人として設立され、「犯罪のない、安全に暮らせる社会」の実現をめざして警察、自治体、関係機関団体等と連携を図りながら県民の防犯意識の高揚、自主防犯活動の促進、風俗環境の浄化、少年の非行防止等各種事業を推進している。公益法人等の改革に伴い、平成23年に公益社団法人に移行した。

④ 犯罪被害者等支援

公益社団法人福井被害者支援センターは、犯罪被害者の精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚並びに被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域の安全に寄与することを目的として、平成13年に設立された。

センターでは、官公署の職員などを対象に講習会を開催し、犯罪被害者を支援する職員の養成に務めているため、市では負担金を支出しているほか、犯罪被害者の支援に係る所属では講習等に積極的に参加するよう促している。

平成25年度の危機管理室の窓口における被害者相談は0件。

⑤ 福井市地域生活安全功労者表彰

福井市生活安全条例第15条で規定する表彰制度で、平成21年の条例改正に伴い、新設された。

地域生活安全活動によって、安全で安心な地域社会づくりの推進に寄与し、その功績が顕著であると認められる個人又は団体を表彰している。

平成25年度は、表彰制度の見直しを行ったため、実施しなかった。

(1) 事業期間

- | | |
|------------------|----------|
| ① 暴力追放福井市民会議 | 平成10年～ |
| ② 福井市生活安全推進協議会 | 平成14年～ |
| ③ 防犯関係団体への支援 | |
| ・福井県防犯協会 | 事業開始時期不明 |
| ・福井地区防犯連絡所協議会 | 昭和46年～ |
| ・福井南地区防犯連絡所協議会 | 昭和46年～ |
| ④ 犯罪被害者等支援 | 平成21年～ |
| ⑤ 福井市地域生活安全功労者表彰 | 平成22年～ |
- いずれも終了予定年度は設定していない

(2) 実施主体

事業名	事業の実施主体
① 暴力追放福井市民会議	暴力追放福井市民会議
② 福井市生活安全推進協議会	福井市
③ 防犯関係団体への支援	負担金・補助金の交付先
④ 犯罪被害者等支援	福井被害者支援センター、福井市
⑤ 福井市地域生活安全功労者表彰	福井市

(3) 事業の対象、または事業区域

福井市民

- ④ 犯罪被害者等支援
 - ・負担金の支払事務（4月～）
 - ・犯罪被害に関する相談対応（随時）
- ⑤ 福井市地域生活安全功労者表彰
 - ・表彰者の照会、選考、表彰式の開催（6月～10月）

(6)実施費用 ※単位：千円、決算額は千円未満切上げ、なお、25年度の決算額については見込額

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額	2,476	2,168	2,105	2,088	2,088

25年度決算見込額内訳	決算見込額
報酬	45,500
需用費 消耗品費	14,175
需用費 食糧費	1,680
負担金、補助及び交付金	2,026,099
合計	2,087,454

(7)事業実績

- ① 暴力追放福井市民会議
 - 全国集会（民事介入暴力対策全国大会）の開催状況 平成18年度
 - 県民集会（暴力追放福井県大会）の開催状況 平成21年度、平成25年度

（補助状況）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
補助額（円）	600,000	300,000	300,000	282,553	338,399

- ② 福井市生活安全推進協議会

（会議の開催状況）

	会議回数	協議事項
平成21年度	2	・子ども、女性の安全確保について ・市民が不安に感じる犯罪等の対策について
平成22年度	2	・子ども、女性の安全確保について ・市民が不安に感じる犯罪等の対策について
平成23年度	2	・子ども、女性の安全確保について ・犯罪の起きにくい社会づくりについて
平成24年度	2	・子ども、女性の安全確保について ・犯罪の起きにくい社会づくりについて
平成25年度	1	・犯罪の起きにくい社会づくりについて ・子ども、女性、高齢者の安全確保について

- ③ 防犯関係団体への支援
 - ・福井県防犯協会への出えん金・負担金支出状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出えん金 14,320,000円					
負担金支出額（円）	172,500	159,900	160,100	160,300	160,700

・防犯連絡所協議会への補助状況（単位：円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
福井地区	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
福井南地区	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000

④ 犯罪被害者等支援

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市への相談件数	0	0	1	0	0
負担金支出額（円）	950,000	898,000	907,000	907,000	907,000

⑤ 福井市地域生活安全功労者表彰

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
個人表彰	-	6	2	1	0
団体表彰	-	4	4	3	0

5. 所属による事業評価

＜事業目標（平成25年度）＞

市、警察機関、学校及び関係団体等による意見交換や連携確認等の場として、生活安全推進協議会を効果的に開催するとともに、各種防犯団体に対する補助金等の支援によって、防犯意識の普及啓発、地域防犯活動の担い手の底辺拡大を図る。

＜目標達成状況＞

順調又は十分な効果あり（数値目標なし）

＜評価理由＞

生活安全推進協議会により各団体間における情報の共有化を図ることで、各自が自らの防犯活動に対する点検や確認ができた。また、暴力追放福井県民福井大会の成功により、暴力団排除の必要性を市民に広く訴えることができたと考えられるため。

6. 平成26年度以降の事業の進め方

(1) 平成26年度前半（7月末まで）の事業実績

① 暴力追放福井市民会議

4月1日 補助事業の開始

5月15日 理事会の開催

② 福井市生活安全推進協議会

4月 委員の変更の照会

③ 防犯関係団体への支援

4月1日 補助事業の開始

④ 犯罪被害者等支援

6月30日 市町犯罪被害者支援主管課長会議に出席（県安全環境部県民安全課が開催）

⑤ 福井市地域生活安全功労者表彰

6月30日 表彰候補者の照会開始

⑥ その他

6月10日 市町安全安心まちづくり主管課長会議に出席（県安全環境部県民安全課が開催）

(2)平成26年度後半（8月以降）の事業の進め方

- ① 暴力追放福井市民会議
10月頃 暴力追放福井県民大会への参加
年度末 補助事業の実績報告・審査
- ② 福井市生活安全推進協議会
10月頃 福井市生活安全推進協議会の開催
- ③ 防犯関係団体への支援
年度末 補助事業の実績報告・審査
- ④ 犯罪被害者等支援
8月4日 犯罪被害者等支援相談員研修会への参加
随時 被害者相談があった場合の対応
随時 各種行事への参加・啓発への協力
- ⑤ 福井市地域生活安全功労者表彰
9月 表彰候補者のとりまとめ・選考委員会の開催
10月 表彰式の開催
- ⑥ その他
随時 県関係などの会議への参加・啓発行事への協力

(3)平成27年度以降の方向性及び理由

<今後の方向性> 維持
<理由>

生活安全推進協議会における会議内容が、近年は委員の所属団体の事例発表に偏り、マンネリ化を起しているため、委員構成の刷新、協議事項や開催方法に変更を加え、より密度の高い議論が行われるような工夫を検討している。また、防犯関係団体への支援については、市の行財政改革指針に基づく補助制度の再構築に伴い、平成24年度に行った見直し内容が検証期に入るため、検証を行う。

7. 関連事業

(1)市の事業で関連する事業

- ① 暴力追放福井市民会議
なし
- ② 福井市生活安全推進協議会
 - ・福井市交通安全対策会議（事務局はまちづくり・国際課）は、交通安全対策基本法第18条第1項の規定に基づき、福井市交通安全対策会議設置条例により設置された附属機関で、市の交通安全計画の作成及び実施の推進、市の陸上交通の安全に関する総合的な施策の推進を行っている。生活安全推進協議会は、協議事項によっては交通安全に関する議論をすることがある。
 - ・福井市青少年問題協議会（事務局は青少年課）は、地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、福井市青少年問題協議会設置条例により設置された附属機関で、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議している。生活安全推進協議会は、協議事項によっては子どもの安全に関する議論をすることがある。
 - ・福井市少年愛護センター運営委員会（事務局は青少年課）は、福井市少年愛護センター設置条例により設置された福井市少年愛護センターの運営のための附属機関で、少年の生活実態に関する調査及び統計や少年の非行の未然防止などに関する協議を行っている。生活安全推進協議会は、協議事項によっては子どもの安全に関する議論をすることがある。

- ・福井市通学路安全推進会議（事務局は保健給食課）は、小中学校における通学路の交通安全確保を目的に設置された会議で、通学路の危険箇所などに関する協議を行う。生活安全推進協議会は、子どもの安全に関する議論において、通学路の安全に関する議論をすることがある。

③ 防犯関係団体への支援

- ・福井市防犯隊（事務局は危機管理室）は、福井市防犯隊設置条例により設置された福井県独自の自主防犯組織で、公民館区単位で設置された支隊が防犯パトロールや防犯意識の普及啓発に取り組んでいる。
- ・青少年育成福井市民会議（事務局は青少年課）は、公民館区単位で支部を置き、「子ども見守り隊」による小中学生の通学時見守りや通学路の一斉点検を行っている。

④ 犯罪被害者等支援

- ・被害者支援に係る所属が、各所属の事業で支援を行っている。
- 市民サービス推進室（総合相談、人権相談）、総合政策室（人権相談）、まちづくり・国際課（交通事故被害に関する相談）、消費者センター（消費者相談）、男女参画・市民協働推進室（女性相談）、地域福祉課（生活保護、生活支援相談）、障害福祉課（障害者虐待に関する相談）、長寿福祉課（高齢者虐待に関する相談）、子ども福祉課（児童虐待に関する相談）、子育て支援室（育児・保育相談）、保健センター（医療相談）、労政課（就労支援）、住宅政策課（住宅支援）、学校教育課（就学相談）、青少年課（青少年に関する相談）

⑤ 福井市地域生活安全功労者表彰

- ・福井市功労者表彰（所管は行政管理室）
- ・福井市防犯功労者表彰（所管は危機管理室）があるが、この表彰は市防犯隊員の勤続表彰制度。

(2) 県や国、民間に関連する事業

① 暴力追放福井市民会議

- ・公益財団法人福井県暴力追放センターが実施する県民集会、街頭啓発等の各種行事

② 福井市生活安全推進協議会

- ・福井県安全安心まちづくり推進会議（事務局は県安全環境部県民安全課）は、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例により設置された会議で、県内の生活安全に関する施策の推進を行っている。
- ・福井県青少年愛護審議会（事務局は県安全環境部県民安全課）は、福井県青少年愛護条例により設置された附属機関で、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策に関する協議を行っている。

③ 防犯関係団体への支援

- ・警察庁では、ホームページ上に「自主防犯活動支援サイト」を作り、自主防犯団体の活動を支援している。
- ・県安全環境部県民安全課は、「子ども安全県民作戦」による「地区別防犯活動連絡会参加事業所」事業で、事業者の自主防犯活動を支援している。
- ・公益財団法人青少年育成福井県民会議（関係官公署は県安全環境部県民安全課）は、各市町の青少年育成市町民会議の活動を支援し、非行防止などの青少年の健全育成活動を行っている。
- ・福井県警察本部及び各警察署は、防犯関係団体（職域防犯協会、コンビニエンスストア等防犯協会、少年警察協働委員会など。県警本部や警察署に事務局を置くものもある）が加盟企業での防犯訓練、講習会、街頭啓発などの活動を円滑に行えるよう支援している。
- ・公益社団法人福井県防犯協会は、自らが街頭啓発などの防犯活動を行うとともに、物品の購入斡旋などの事業を通じて会員団体や自主防犯団体を支援している。

④ 犯罪被害者等支援

- ・ 県安全環境部県民安全課が県における相談窓口を、県警察本部被害者支援室が県警本部における相談窓口を担っている。
- ・ 福井県済生会病院では、「性暴力救済センター・ふくい（ひなぎく）」を設置し、性犯罪被害に対する相談窓口を設置している。

⑤ 福井市地域生活安全功労者表彰

- ・ 地域防犯功労団体表彰（所管は県安全環境部県民安全課）において、地域における自主防犯活動の推進又は自主防犯意識の普及に功労のあった団体を表彰している。
- ・ 善行青少年および青少年育成功労者知事表彰（所管は県安全環境部県民安全課）において、青少年の健全育成・非行防止に功労のあった団体及び個人を表彰している。
- ・ 福井県防犯功労者表彰（公益社団法人福井県防犯協会と福井県警察本部の連携事業）は、県内の防犯活動に功労のあった団体・個人を表彰している。
- ・ 全国防犯功労者表彰及び管区防犯功労者表彰（公益財団法人全国防犯協会連合会と警察庁の連携事業）は、全国及び中部管区において防犯活動に功労のあった団体・個人を表彰している。

8. ホームページの検索

検索キーワード：防犯、生活安全

URL：生活安全活動事業 <http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/bosai/bohan/p013019.html>

犯罪被害者支援 <http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/bosai/bohan/top2.html>